

平成15年10月20日
平成21年 1月 1日改正
平成21年 9月 1日改正
平成23年 4月 1日改正
令和 4年 4月 1日改正

神戸市グリーン配送ガイドライン

- 1 神戸市(以下、「本市」という。)では、物品購入契約または物品賃貸借契約に基づき対象施設に物品を納入する際には、環境への負荷の小さい自動車(以下、「グリーン配送適合車」という。)の使用を求めることとします。(以下、「グリーン配送」という。)
- 2 このガイドラインにおいて「車種規制非適合車」とは、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)第12条第1項に規定する窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合しないものをいいます。
- 3 グリーン配送適合車とは、次のものをいいます。なお、今後、技術の進展や市場への普及状況等を勘案し、順次(1)次世代自動車に切り替えていくことを基本とします。
 - (1)次世代自動車
 - ア ハイブリッド自動車
 - イ 電気自動車
 - ウ プラグインハイブリッド自動車
 - エ 燃料電池自動車
 - オ クリーンディーゼル車
 - カ CNG 自動車
 - (2)ガソリン自動車(ただし、車種規制非適合車を除く。)
 - (3)LPガス自動車(ただし、車種規制非適合車を除く。)
 - (4)ディーゼル自動車(ただし、車種規制非適合車を除く。)なお、物品配送業務を委託するときは、受託者にグリーン配送適合車を使用させてください。
- 4 次の場合は、グリーン配送適合車以外の自動車を使用できるものとします。
 - (1)納入物品の重量が3.5トンを超えている場合。
 - (2)その自動車を使用しなければ本市への物品の納入ができない特段の事情がある場合。
- 5 物品納入業者等(物品配送業務の委託を受けた業者も含む)は、物品の納入に用いる自動車について、あらかじめ、環境局環境保全課(神戸市中央区磯上通7-1-5 三宮プラザ EAST 2階)にグリーン配送適合車である旨の届出を行ってください。

すでに届出済の自動車、または、大阪府、大阪市において同様の届出が済んだ自動車を使用する場合はこの限りではありません。

物品配送業務を委託するときは、受託者の使用する自動車について、受託者においてグリーン配送適合車である旨の届出を行うものとします。
- 6 物品納入業者等は、納品時には本市物品検査員に、本市が別途交付する「神戸市グリーン配送適合車証」を提示するものとします。なお、大阪府、大阪市において届出が済んだ自動車を使用する場合は、当該府市が発行する証明書を提示するものとします。
- 7 本市物品検査員による検査のほか、随時、環境局環境保全課長がグリーン配送の履行確認を行いますので、その指示に従うものとします。

附則 当面の間、市役所本庁舎、区役所をグリーン配送の対象施設とします。

附則 このガイドラインは平成 21 年 1 月 1 日より適用します。

附則 このガイドラインは平成 21 年 9 月 1 日より適用します。

附則 このガイドラインは平成 23 年 4 月 1 日より適用します。

附則 このガイドラインは令和 4 年 4 月 1 日より適用します。